

「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成16年12月16日
文部科学省独立行政法人評価委員会

1. 「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方」の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）を受けて、文部科学省所管の各独立行政法人においては役員退職手当規定の改正を行った。また、業績勘案率の策定の考え方について、平成16年3月24日に開催された第14回文部科学省独法評価委員会（以下「評価委員会」という。）において「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）」を決定した。

一方、7月23日に総務省政策評価・独法評価委員会において「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」が決定された。本決定では、業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とすることとされており、各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、評価委員会として基本的考え方を以下の通り見直すこととする。

2. 「業績勘案率」の決定

(1) 「業績勘案率 ε 」の算出

「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y （注. 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.25¹⁾を超えないこととする。）を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

- ε' : 基礎業績勘案率
- α : 機関実績勘案率
- β : 個人業績勘案率
- x : 機関実績勘案率の配分率
- y : 個人業績勘案率の配分率

*1: 例えば、労務行政研究所 2003年調査「役員報酬・賞与、退職金調査」労政時報第3588号によると、民間企業における基本退職慰労金に対する個人業績を勘案した功労加算の割合は、基本退職慰労金の30%以内が圧倒的に多いと報告されている。この場合、退職金における個人業績の寄与度は最大で約23%（= 30 / 130）となっている。

評価委員会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ε を決定する。

- ①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
- ②目的積立金の積立状況 (ε が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。)

(2) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い 0.0～2.0 の間で算出するものとする。（適切な換算表の参考例（別添 1））

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。

(3) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を 0.0～2.0 の間で決定することとする。（個人的な業績評価の観点の参考例（別添 2））

3. 通知の手続き等

- (1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定するに当たり、予め総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (2) 評価委員会は、「業績勘案率」が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに文部科学大臣に通知する。（注. 文部科学大臣は評価委員会から通知を受けた場合は、内閣官房長官に通知することとしている。）
- (3) 本「考え方」については、今後行われる業績勘案率の決定の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

(別添1)

【5段階評定の例】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表について

(単位：%)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		A ⁺	A	B	C	C ⁻
機 関 実 績 勘 案 率 α	2.0	100	×	×	×	×
	1.9	90以上 100未満	10以下	×	×	×
	1.8	80以上 90未満	10超 20以下	×	×	×
	1.7	70以上 80未満	20超 30以下	×	×	×
	1.6	60以上 70未満	30超 40以下	×	×	×
	1.5	50以上 60未満	40超 50以下	×	×	×
	1.4	40以上 50未満	50超 60以下	×	×	×
	1.3	30以上 40未満	60超 70以下	×	×	×
	1.2	20以上 30未満	70超 80以下	×	×	×
	1.1	10以上 20未満	80超 90以下	×	×	×
	1.0	0以上10未満	90超100以下	×	×	×
		0以上	100未満	0超100以下		
	0.9		80以上 100未満		0超 20以下	×
	0.8		60以上 80未満		20超 40以下	×
	0.7		40以上 60未満		40超 60以下	×
	0.6		20以上 40未満		70超 80以下	×
	0.5		0以上 20未満		80超 100以下	×
	0.4		80以上 100未満			0超 20以下
	0.3		60以上 80未満			20超 40以下
	0.2		40以上 60未満			40超 60以下
0.1		20以上 40未満			60超 80以下	
0.0		0以上 20未満			80超 100以下	

【4段階評定の例】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定					
		S	A	B	F		
機関実績勘案率 α	2.0	$S=100$	$A=0, B=0, F=0$				
	1.9	$90 \leq S < 100$	$S+A=100$	$B=0, F=0$			
	1.8	$80 \leq S < 90$					
	1.7	$70 \leq S < 80$					
	1.6	$60 \leq S < 70$					
	1.5	$60 \leq S < 100$	$80 \leq S+A \leq 100$	$0 < B \leq 20$			
		$50 \leq S < 60$		$F=0$			
	1.4	$40 \leq S < 50$				$0 \leq B \leq 20$	
	1.3	$30 \leq S < 40$					
	1.2	$20 \leq S < 30$				$F=0$	
	1.1	$10 \leq S < 20$					
	1.0	$0 \leq S < 10$	$80 \leq S+A \leq 100$	$0 \leq B \leq 20$	$F=0$		
		$80 \leq S+A < 100$		$0 < B+F \leq 20$	$0 < F \leq 5$		
	0.9	$0 \leq S+A < 80$		$20 < B+F \leq 40$	$0 \leq F \leq 5$		
	0.8			$40 < B+F \leq 60$			
	0.7			$60 < B+F \leq 80$			
	0.6			$80 < B+F \leq 100$			
	0.5	$0 < S+A+B < 95$			$5 < F \leq 20$		
	0.4				$20 < F \leq 40$		
	0.3				$40 < F \leq 60$		
0.2	$60 < F \leq 80$						
0.1	$80 < F < 100$						
0.0	$S=0, A=0, B=0$				$F=100$		

【3段階評定の例】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位：%)

		各事業年度の項目別評価の評定			調整区分	
		A	B	C	(大項目A評定)	
機 関 実 績 勘 案 率 α	2.0	98以上 100未満	2以下	0	100	
	1.9	96以上 98未満	2超 4以下	0	80以上 100未満	
	1.8	94以上 96未満	4超 6以下	0		
	1.7	92以上 94未満	6超 8以下	0		
	1.6	90以上 92未満	8超 10以下	0		
	1.5	88以上 90未満	10超 12以下	0		
	1.4	86以上 88未満	12超 14以下	0		
	1.3	84以上 86未満	14超 16以下	0		
	1.2	82以上 84未満	16超 18以下	0		
	1.1	80以上 82未満	18超 20以下	0		
	1.0	50以上 80未満	20超 50以下	0	50以上 80未満	
	0.9	40以上 50未満	50超 60以下	0	0以上 50未満	
	0.8	90以上 100未満		0超 10以下		0
		30以上 40未満	60超 70以下			
	0.7	80以上 90未満		10超 20以下		0
		20以上 30未満	70超 80以下			
	0.6	70以上 80未満		20超 30以下		0
		10以上 20未満	80超 90以下			
	0.5	60以上 70未満		30超 40以下		0
		0以上 10未満	90超 100以下			
0.4	50以上 60未満		40超 50以下	0		
	40以上 50未満		50超 60以下			
0.3	30以上 40未満		60超 70以下	0		
	20以上 30未満		70超 80以下			
0.2	10以上 20未満		80超 90以下	0		
	0以上 10未満		90超 100以下			
0.1	0以上 10未満		90超 100以下	0		
0.0	0以上 10未満		90超 100以下	0		